2027 年度　富山県奨学金留学生募集要項
（インド　アンドラプラデシュ州）

日本国富山県は、富山県内の大学院において勉学及び研究を行うことを通じ、インドのアンドラプラデシュ州の将来における科学技術分野の発展に寄与するとともに、富山県と同州との交流を担う人材を育成することを目的とし、下記のとおり留学生を募集する。

１　応募者の資格及び条件

（１）国籍及び居住地

インドの国籍を有し、原則、アンドラプラデシュ州出身又は申請時においてアンドラプラデシュ州に居住していること。

（２）年齢

1991 年４月２日以降に出生した者

（３）学歴

以下のいずれかに該当する者

① 日本の大学を卒業した者

② 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者（2027 年６月末までに修了見込みの者を含む。）

③ 外国の大学等において、修業年限が３年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者（県内の大学院において個別に入学資格審査をする場合がある。）

（４）受入可能な大学、課程、専攻及び取得できる学位

別紙のとおり

（５）健康

所定の健康診断書様式において、留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者

（６）日本語能力

日本語の学習意欲があり、大学院修士課程・博士前期課程修了までに日本語の日常会話程度（日本語能力試験Ｎ２程度）の習得を目指すこと。

なお、富山大学の一部の専攻（プログラム）及び富山県立大学における講義・実験・実習等の研究指導は、原則として日本語（場合によっては英語）で行われるため、専門分野を日本語で理解できる程度の日本語能力が求められる。

（７）渡日時期

原則として、2027 年９月から 10 月までの間で知事が指定する日までに渡日可能な者

（８）渡日前オリエンテーション

渡日前に実施するオンラインオリエンテーションに参加すること。

（９）修士取得後について

留学生は、大学院修士課程・博士前期課程修了の後、アンドラプラデシュ州の将来における科学技術分野の発展に寄与するとともに、富山県と同州との交流に貢献するものとする。

(10) インターンシップ

月２回程度、富山県国際課でのインターンシップに応じること。

(11) その他

他の奨学金を受給しないこと。

２　募集人員

１人

３　奨学金等

次のとおり、予算の範囲内において、渡日から大学院修士課程・博士前期課程修了までの期間の費用を支給する。

（１）奨学金

月額 170,000 円（住居費等含む。）。ただし、30 日を超えて日本を離れた場合や、大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金の支給を止めることがある。

（２）旅費

・渡航費（留学生居住国の主要空港から我が国の国際空港までの航空運賃（エコノミークラス）及び同じ経路での復路の旅費）

・我が国に到着した国際空港から富山県内までの旅費及び同じ経路での復路の旅費

（３）授業料等

研究生及び大学院修士課程・博士前期課程における受験料、入学料、授業料及び保険料（国民健康保険料及び海外旅行傷害保険料等）等の実費額

（４）支給期間

支給期間は、研究生（６ヶ月）から大学院修士課程・博士前期課程（２年間）修了までの最長２年６ヶ月とし、延長は認めない。

次の場合には、奨学金の支給を取りやめる。

① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

② 富山県への誓約事項に違反したとき。

③ 日本の法令等に違反したとき。

④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。なお、大学等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることがある。

⑤ 学業成績不良や停学等により、標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

⑥出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
⑧ その他、富山県が奨学生として相応しくないと判断したとき。

4　応募手続

応募者は以下の書類を一式として、富山県国際課にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

① 申請書（様式１号）※写真貼付
② 専攻分野及び研究計画・配置希望書（様式２号）
③ 誓約書（様式３号）
④ 健康診断証明書（様式４号）
⑤ 健康状況自己申告書（様式５号）
⑥ 志望理由等（様式６号）
⑦ 最終出身大学までの成績証明書
⑧ 最終出身大学の卒業証明書又は学位取得証明書（応募する時点で発行されていない場合は、大学が発行する卒業に関する暫定の証明書やそれに代わる書類）
⑨ 最終出身大学の長又は担任教員の推薦状（学業評価、研究意欲のほか、人物面、生活態度、異文化環境への適応力等に関する評価を記載すること）
⑩ 学位論文の概要（論文を執筆している者のみ）
⑪ その他、学業成績を示す証明書（GPAT や GATE の成績証明書等）
⑫ 旅券の写し
⑬ 安全保障輸出管理に関する誓約書（様式７号）

（注１）これらの書類は、日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。
（注２）申請書の写真は、最近６ヶ月以内に撮影したもので、大きさは 4.5cm×3.5cm、上半身・正面・脱帽のこと。
（注３）専攻分野及び研究計画・配置希望書は、自身の専攻分野及び研究計画を具体的かつ詳細に記載すること。
（注４）最終出身大学までの成績証明書は、大学学部、大学院の学年毎に取得した全科目の成績が分かるもので、かつ、その成績が何段階で評価されているのか分かるものとする。（例えば、学位取得証明書や単に第何位で卒業等の卒業証明書は代用不可。）
（注５）最終出身大学の卒業証明書及び学位取得証明書は、卒業証書及び学位記の写しでも代用可とする。ただし、その場合は、当該出身大学の責任者による確認証明を付すること。

（注６）受入先の県内大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて、技術の提供、貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。規制されている事項に該当する場合は、入学を許可できない場合や希望する教育が受けられない、希望する研究活動に制限がかかる場合があるため、申請にあたっては注意すること。

また、申請時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書（上記⑫、様式７号）に署名すること。

【参考】

国立大学法人富山大学安全保障輸出管理規則

URL　http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/pdf/0110401.pdf

富山県立大学　安全保障輸出管理

URL　https://www.pu-toyama.ac.jp/about/public_info/anzenhosho/

５　応募書類提出方法

Ｅメールにより下記まで提出する。

Ｅメールアドレス：atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

６　応募書類提出期限

2027 年２月５日（金）

７　選考

（１）第１次選考（書類選考）

申請書類に基づき第１次選考を行う。

（２）第２次選考（面接）

第１次選考の合格者について面接による第２次選考を行い、留学生を決定する。面接はオンラインとし、面接の場所や時間については、第１次選考の合格者に後日通知する。なお、面接は英語で実施する。

８　大学への配置及び大学における研究指導

（１）大学院修士課程・博士前期課程において在籍する大学については、専攻分野及び研究計画・配置希望書に記載の第１から第２希望の大学に対して富山県より配置協議を行い、承諾が得られれば当該大学に配置する。ただし、専攻分野及び研究計画・配置希望書に記載した希望順位に添えない場合がある。なお、この決定に対する異議は認めない。

（２）大学における講義・実験・実習等の研究指導は、原則として日本語（場合によっては英語）で行われる。

9　スケジュール（予定）

時期	内容
2027年２月５日（金）	応募書類提出期限
２月下旬	第１次選考（書類選考）
４月中旬	第２次選考（面接）
４月下旬	留学生の決定、採否通知及び入学手続き
５月～８月	入国手続き、渡日前オリエンテーション
９月	来日（研究生として大学院等に入学）
2027年11月～2028年２月	大学院修士課程・博士前期課程入学試験（富山大学又は富山県立大学）
2028年４月	大学院修士課程・博士前期課程に入学 ※修士課程・博士前期課程入学試験に合格しなかった場合は、2028年３月までに帰国することとする。奨学金は、合格発表の翌月分をもって打ち切る。
2030年３月	大学院修士課程・博士前期課程修了

10　その他

（１）奨学金の支給期間中は、富山県の指定する時期に、勉学及び研究等の進捗状況及び大学の成績等を書面にて富山県に報告すること。また、富山県が関与するイベント等に積極的に協力すること。

（２）この募集要項に定めるもののほか、富山県奨学金留学生制度の実施に必要な事項については、富山県が定める。

（３）この募集要項に定める事項について、不明の箇所又は疑問等がある場合、富山県の下記のメールアドレスに照会すること。

Ｅメールアドレス：atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

（４）本事業は、富山県議会に提出されている令和９年度当初予算議案の議決を前提とするものであり、議案が議決されなかった場合は、留学生の募集を中止する可能性がある。